

発議第 5 号

塩田庁舎等利活用検討特別委員会の設置及び付託について

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 19 日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者	嬉野市議会議員	芦塚	典子
賛成者	嬉野市議会議員	梶原	睦也
賛成者	嬉野市議会議員	辻	浩一
賛成者	嬉野市議会議員	森田	明彦
賛成者	嬉野市議会議員	川内	聖二
賛成者	嬉野市議会議員	宮崎	良平
賛成者	嬉野市議会議員	山口	虎太郎
賛成者	嬉野市議会議員	諸井	義人
賛成者	嬉野市議会議員	諸上	栄大
賛成者	嬉野市議会議員	阿部	愛子
賛成者	嬉野市議会議員	古川	英子
賛成者	嬉野市議会議員	大串	友則
賛成者	嬉野市議会議員	水山	洋輔
賛成者	嬉野市議会議員	團	隆則
賛成者	嬉野市議会議員	太田	政信

理由 塩田庁舎等の利活用に関する調査研究を行うため特別委員会を設置する。

塩田庁舎等利活用検討特別委員会の設置及び付託について（案）

下記のとおり、塩田庁舎等利活用検討特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 塩田庁舎等利活用検討特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び嬉野市議会委員会条例
第6条 |
| 3 | 目 的 | 塩田庁舎等の利活用に関する調査研究 |
| 4 | 委員の定数 | 6人 |
| 5 | 調査の期間 | 本特別委員会は、議会閉会中も調査研究できるものと
し、その調査研究が終了するまで継続する |